

(様式2)

京丹後市SDGsとともに創生・発展するまちづくり推進条例（案）の概要

1 趣旨（前文）

世界は今、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題を共有するとともに、グローバル経済の下、一国・地域の経済危機・変化は瞬時に他国・地域に影響・連鎖し、経済ばかりか、紛争・貧困・格差・保健等の平和や社会の望ましい秩序と安んびを形成するための諸課題に対して、世界中の国・地域と人々が互いに協力・協調して、その解決に向けて取り組んでいくことが欠かせません。

こうした状況を踏まえ、平成27年（2015年）9月に国際社会の共通目標として国連において採択された持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）では、「誰ひとり取り残さない」との理念の下、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能な世界を実現するための17の目標（以下、「17の目標」という。）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、爾来、世界中の国・地域がその達成を目指す中で、我が国においても国と地域社会が連帯・連携してその目標達成の実現を推進しています。

そうした中で、京丹後市に暮らす私たちも、SDGsの推進とまちづくりの相乗発展を目指して、先人から受け継いだ豊かで美しい自然環境や多彩な産業、歴史・文化といった地域資源や先端技術を活かし、誰ひとり置き去りにされない、誰もが幸福実感にあふれる、ウェルビーイングな市民総幸福のまちの実現を進めており、今後とも、行政と市民、事業者等が協力・協働しながら、このための、それぞれ自主的、主体的で積極的な取り組みが求められています。

ここに、私たちは、令和3年、国から「SDGs未来都市」に認定された自覚も深めながら、令和12年（2030年）に向けて、SDGsの理念を理解し、共有するとともに、その達成に向けた取り組みを推進することにより、地球と世界の未来にしっかりと貢献すること、そして、持続可能で、夢と希望にあふれるまちの創生・発展を目指すことを決意し、この条例を制定します。

2 構成

京丹後市SDGsとともに創生・発展するまちづくり推進条例（案）は、「前文」、「第1条 目的」、「第2条 定義」、「第3条 基本理念」、「第4条 市の責務」、「第5条 市民等の役割」「附則」で構成しています。